厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について（支援者・ご家族向けご説明資料）

2025年2月時点

厚生労働省　保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

<目次>

マイナ保険証とは？ ・・・P2
マイナンバーカードの作成・更新について ・・・P3
マイナンバーカードの安全性について ・・・P4
外来受診時での保険資格確認方法 ・・・P5
マイナンバーカードの健康保険証利用登録有無の確認方法 ・・・P6
マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法 ・・・P7
顔認証マイナンバーカードとは ・・・P11
顔認証マイナンバーカードの申請 ・・・P12
顔認証付きカードリーダーについて ・・・P13
マイナ保険証ってどう使う？ ・・・P14
顔認証が上手くいかない場合は？ ・・・P16
顔認証付きカードリーダーが不具合で使えない場合は？ ・・・P17
資格確認書について ・・・P18
訪問診療等におけるオンライン資格確認 ・・・P19
よくある質問 ・・・P20

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証とは？

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証とは

- これまで健康保険証で行っていた医療保険の資格確認を、マイナンバーカードでおこなう仕組みです。
- **2024（令和6）年12月2日**に、**従来の健康保険証は新たに発行されなくなり**、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行しています。
  ※2024年12月2日時点で有効な保険証は、その後も最長1年間有効です。

利用のメリット

より良い医療を受けることができる

患者さんに同意を得たうえで、医師等が過去の診療情報、お薬情報や特定健診の結果を確認できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。たとえ、思いがけない怪我や病気で、初めての医療機関に受診したとしても、正確なデータが連携されるため、普段受診している医療機関と同様に安心して適切な治療を受けることができます。

突然の手術・入院でも自己負担の上限を超える高額な支払いが不要になる

突然の病気・ケガで手術や入院をすることになっても、自己負担の上限を超える高額な一時立て替え支払いなどをせずに、一定額以上の支払いが不要※になります。（※マイナンバーカードによる資格確認で高額療養費制度が適用される）

救急搬送時、医療情報に基づく総合的な判断により適切な処置を受けられます

マイナンバーカードを持ち歩いていると、患者さんに同意を得たうえで、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行うことができます。

マイナンバーカードの作成・更新について

- マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、**以下のいずれかの方法でマイナンバーカードを取得することができます。**
- マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者及び施設職員等の代筆のうえ、本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。
- **マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。マイナンバーカードの券面かマイナポータルで確認ができます。**有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。更新にかかる手数料は、無料です。
  （更新手続きについて→ https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/ ）

①　郵送で申請

役所の窓口、もしくはデータをダウンロードのうえ印刷をして交付申請書をお手元にご準備のうえ、必要事項を記入し、６カ月以内に撮影した顔写真を張り付けて郵送します。

※ダウンロードサイトリンク→　https://www.kojinbango-card.go.jp/download/

②　オンライン申請

オンライン申請サイトにアクセスしてメールアドレスを登録した後、個人番号カード交付申請書に記載されている申請書ID（半角数字23桁）、顔写真、申請情報の登録を行います。
※顔写真は、スマホの場合、操作中に撮影することもできます。
※交付申請書のQRコード読み取りサイトにアクセスした場合、申請書IDはすでに記載され変更できません。
※申請書IDが記載された個人番号カード交付申請書がお手元になく申請書IDが分からない場合は、郵送で申請してください。

③　まちなかの証明写真機で申請

交付申請書を持参し、マイナンバーカードの申請に対応しているまちなかの証明写真機にて、タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択します。撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。画面の案内に従って、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信してください。

その他、各自治体にてマイナンバーカード申請出張サポートを行っています。
詳しくはお住まいの自治体のWebサイトなどをご確認の上、マイナンバーカードの総合窓口にお問合せをお願いします。

マイナンバーカードの安全性について

<カードのセキュリティについて>

- マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違うと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

<施設で預かる場合の留意点>

- マイナンバーカードは、ご本人での管理が基本ですが、**入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能**です。その際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられます。
- マイナンバーカードの暗証番号は、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。このため、ご本人での暗証番号の設定や管理に不安がある方は、暗証番号の設定をしないことを希望すること（P.11参照）が可能です。
- 資格確認書を管理する場合は、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能です。

外来受診時の保険資格確認方法

- 現在、外来受診時の保険資格確認方法は、① **健康保険証 ・資格確認書**と ② **マイナンバーカード** の２つがあります。
- ただし、従来の健康保険証は2024（令和6）年12月2日から新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。お手元の健康保険証は、有効期限まで（12月２日から最長１年間）引き続きご使用いただけます。
- マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方等は、**資格確認書により、これまで通り医療が受けられます。**（P18参照）

① 健康保険証

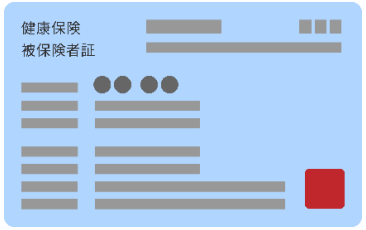

- 基本的に国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康保険証は、券面の有効期限まで、被用者保険の健康保険証は2025（令和7）年12月１日まで有効です。ただし、転職や引っ越し等で加入している保険者が変わった方は、お手元の健康保険証が使えなくなります。
- 特に以下の方の有効期限は次のとおりとなります。
  - ✓ **70歳の誕生日**を迎えられる方→ **誕生月の月末まで**
    ※ただし、誕生日が1日の方は誕生月の前月末まで
    例）7月8日が70歳の誕生日→7月31日まで有効
    7月1日が70歳の誕生日→6月30日まで有効
    ※保険者によっては取扱いが異なる場合があります。

    75歳の誕生日を迎えられる方→ **誕生日の前日まで**
  - ✓ 外国籍の方で在留期限が切れる場合→ 在留期限まで
  - ✓ 券面の有効期限が2025（令和7）年12月2日以降の場合
    → 2025（令和7）年12月１日まで

② マイナンバーカード

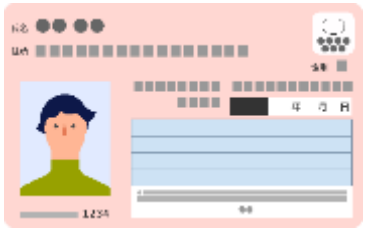

- **健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）**で、顔認証付きカードリーダーを使って資格確認をおこないます。
- マイナンバーカードのICチップには電子証明書が搭載されており、発行の日から**５回目の誕生日まで有効**です。
  ※有効期限が近づくと、有効期限通知書が登録した住所宛てに郵送で届きます。また、顔認証付きカードリーダーでもお知らせが表示されます。
  ※更新手続きは、お住まいの市区町村窓口にて可能です。

補足

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要な**顔認証マイナンバーカード**があります。（P.11参照）

マイナンバーカードの健康保険証利用登録有無の確認方法

マイナ保険証への登録状況は、マイナポータルにて確認できます！

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータル（※）にログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況を確認することができます。（ログイン時にはお手元にマイナンバーカードをご用意ください）
※マイナンバーカードを活用して行政手続きなどができる政府が運営するオンラインサービス（https://myna.go.jp/）

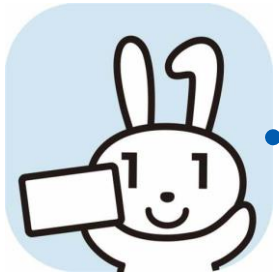

マイナポータルに
ログイン

登録状況の確認欄にて、
健康保険証が
「**登録済み**」
となっていたら、
健康保険証利用登録が
完了しています

マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（1/3）

①　医療機関・薬局の受付（カードリーダー）

医療機関・薬局の受付に置かれているカードリーダーで、その場で簡単に利用登録ができます。

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

本人確認（顔認証等）

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

※カードリーダーのメーカーにより
画面が異なります

この画面から
お申込み

登録完了

マイナンバーカードが
健康保険証として利用可能に！

利用

同意取得（お薬情報など）

※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。

※転職・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（2/3）

②　マイナポータル

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。
※法定代理人の方は、本人の代理としてマイナ保険証の利用登録が可能です。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（3/3）

③　セブン銀行のATM

全国のセブンーイレブン等に設置されている、セブン銀行のATMから、マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（3/3）

③　セブン銀行のATM

全国のセブンーイレブン等に設置されている、セブン銀行のATMから、マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができます。

補足

2024（令和6）年10月から、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除がご自身の意思によりできるようになります。
利用登録の解除を希望する方は、加入する医療保険者に申請いただく形となります。

なお、健康保険証の利用登録が解除された後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、上述のとおりマイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

顔認証マイナンバーカードとは

- 顔認証マイナンバーカードとは、**本人確認方法を顔認証又は目視確認に限定**し、**暗証番号の設定を不要**としたマイナンバーカードです。
- マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方等が安心してマイナンバーカードを取得し、利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう導入されました

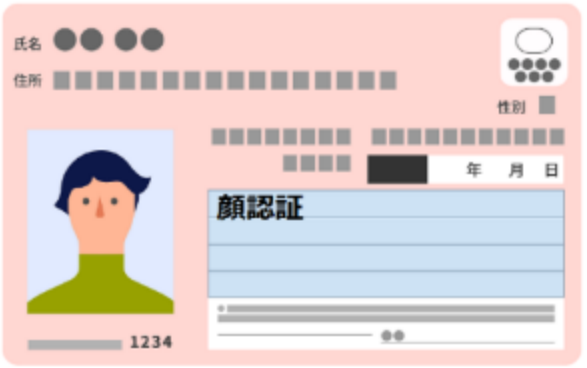

このカードでは、暗証番号の利用ができないため、健康保険証としての利用時等に暗証番号での認証ができないことがわかるよう、カード表面右下の追記欄に「顔認証」と記載されます。

- 顔写真入りのため悪用は困難
- 暗証番号の管理の不安が無くなる

利用できるサービス

- 健康保険証としての利用※
- 券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別等）を用いた本人確認書類としての利用

※本人確認の方法は機器による顔認証、または目視による顔確認に限定されます。また、訪問診療等では、 2024年10月より、目視確認でも本人確認が可能なアプリケーションの配信が開始しております。

利用できないサービス

- マイナポータル
- 各種証明書のコンビニ交付
- 各種オンライン手続
- オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
  などの暗証番号の入力が必要なサービス

顔認証マイナンバーカードの申請

交付対象は、顔認証マイナンバーカードの申請を希望する方すべてです。

- **①マイナンバーカードをこれから取得する方**
  マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時または出張申請時に顔認証マイナンバーカードの申請を行います。
- **②マイナンバーカードを既にお持ちの方**

●ご本人が来庁して手続きを行う場合

お住まいの市区町村窓口へご本人が来庁いただければその場で手続が可能です。電子証明書の更新（５年ごと）を行うタイミングでの設定の切り替えも可能です。

●代理人が来庁して手続を行う場合

代理人が来庁して手続を行うことも可能です。代理人が手続を行う場合の注意点は以下のとおりです。

✓ **電子証明書の更新と併せて設定切替の手続を行う場合**
申請が確かに当該市区町村に住民登録されている本人の意思に基づくものであることを確認するため、お住まいの市区町村から申請者に対して申請の意思を照会した文書への回答書が必要となるため、即日での手続はできません。

✓ **利用者証明用電子証明書を発行済みで、設定の切替手続のみ行う場合**
代理人は、本人が署名又は記名押印した委任状を提出する必要があります。委任状の様式については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。委任状の提出があれば、その場で手続が可能です。

電子証明書更新時

有効期限のお知らせが届く（有効期限の約３か月前）

▼

<本人または代理人が来庁>
電子証明書更新申請
顔認証に係る設定切替の申請

▼

市町村で顔認証マイナンバーカードの設定

▼

顔認証マイナンバーカードを交付

通常のカードから設定の切り替えを行う時

<本人または代理人が来庁>
顔認証に係る設定切替の申請

▼

市町村で顔認証マイナンバーカードの設定

▼

顔認証マイナンバーカードを交付

顔認証付きカードリーダーについて

- 顔認証付きカードリーダーは**医療機関や薬局の窓口**に設置されています。
- マイナンバーカードの「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」を照合して本人確認をします。
  ※顔写真はシステムに保存されません

■ 機種

富士通Japan株式会社

パナソニック コネクト株式会社

株式会社アルメックス

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

アトラス情報サービス株式会社

■ 機能

顔認証で本人確認ができます。

暗証番号入力で本人確認ができます。

薬剤情報/特定健診等情報閲覧に係る同意ができます。

健康保険証利用の申込（初回登録）ができます。

マイナ保険証ってどう使う？（1/2）

1 受付

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く。

※顔認証付きカードリーダーは全5種類あり、施設によって異なります。

2 本人確認

「顔認証」を行うか、「暗証番号（マイナンバーカード申請時に設定した4桁の番号）」を入力する。

顔認証

暗証番号

注） 番号位置は入れ替わります

※このほか、医療機関等の目視による確認も可能です（P16参照）。

マイナ保険証ってどう使う？（2/2）

3 過去の診療・お薬情報の提供など同意事項の確認

診療・薬剤・特定健診情報などの利用について確認・選択する。
※顔認証付きカードリーダーの種類によって画面は異なります

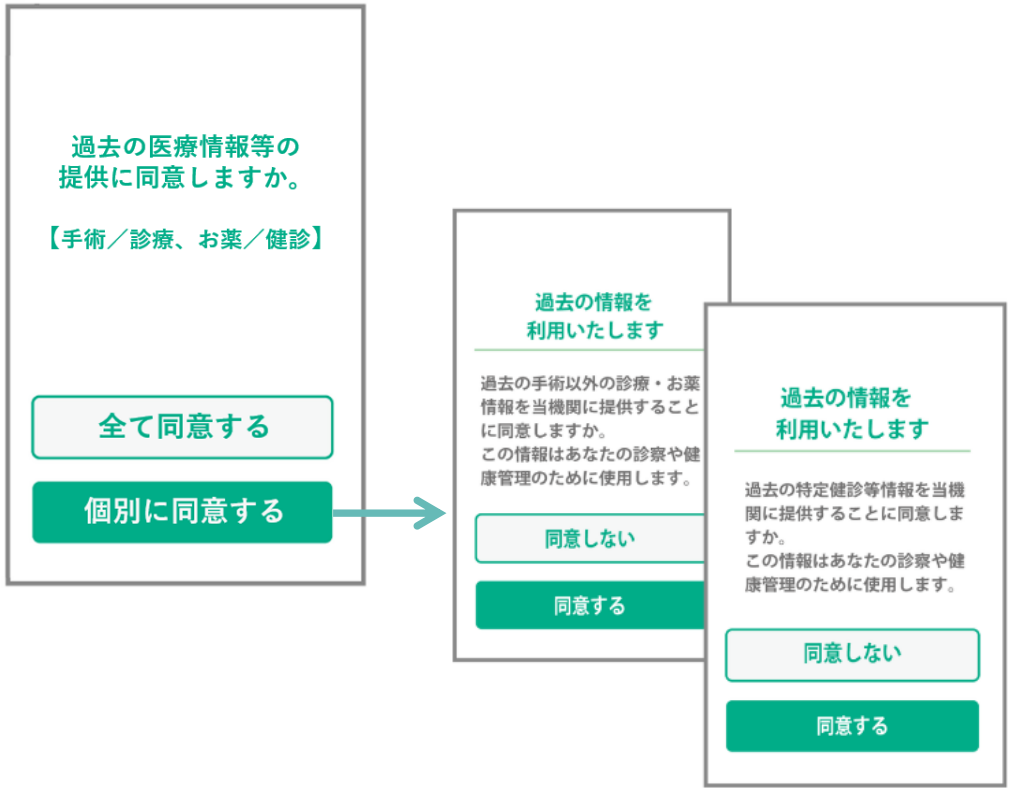

4 受付完了

受付を完了したらカードを取って呼び出しを待つ。

顔認証が上手くいかない場合は？

＜目視モードについて＞

- 以下のような場合には、医療機関のスタッフが顔認証付きカードリーダーを**目視モード**に切り替え、**目視確認**を行います。
  - ・顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった場合
  - ・患者ご本人が認知症・障害等で、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
  - ・体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
  - ・機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合
- 暗証番号は３回間違えるとロックがかかってしまうため、顔認証が上手くいかない、かつ、暗証番号が思い出せない場合には、医療機関のスタッフにお声がけください

①

顔認証付きカードリーダーで本人確認を試みるが上手くいかず、暗証番号も忘れてしまった

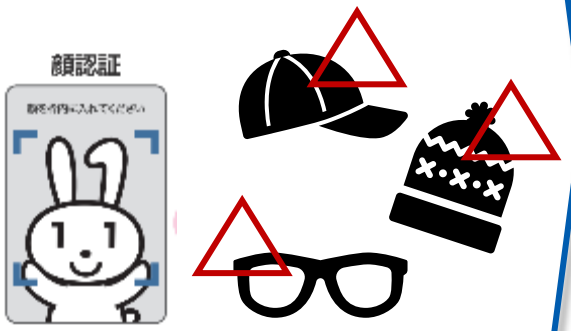

帽子やメガネをしていると、反応が悪い場合があります

②

医療機関のスタッフに患者からその旨を伝え、マイナンバーカードを提示する。スタッフは券面で、本人確認をおこなう

③

スタッフが本人確認後、顔認証付きカードリーダーを目視モードに切り替えた後、患者は同意画面にすすむ

顔認証付きカードリーダーが不具合で使えない場合は？

- 顔認証付きカードリーダーの動作の不具合等で資格確認を行うことができない場合、以下の方法で資格確認を行っていただくことで、適切な自己負担額となります。マイナンバーカードよるオンライン資格確認が上手くいかなくても、医療費の全額（10割）を負担することにはなりませんのでご安心ください。
  - A) 患者自身がスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして表示した医療保険の被保険者資格情報の画面か、保険者から別途交付された資格情報のお知らせを提示。（マイナポータルの場合は、ダウンロードしたPDFファイルでも可）
  - B) 過去の受診歴があれば、医療機関のスタッフから患者へ口頭確認。
  - C) 被保険者資格申立書という書類に、必要な情報をご記入いただく。

健康保険証 or
資格確認書の提示

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざす

資格確認できた

何らかの事情で資格確認を行えなかった場合

問題なし

左のいずれでも
確認できない場合

過去の受診からも
確認できない場合

健康保険証
（～2025.12/1）

資格確認書
（2024.12/2～）

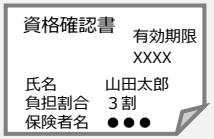

マイナ保険証

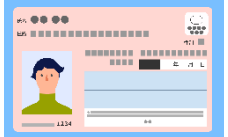

※追加で保険証
の提示は不要

A） マイナポータル画面　資格情報のお知らせ

※マイナポータルからダウン
ロードしたPDFファイルも可

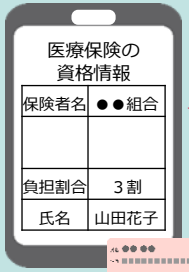

※追加で保険証の
提示は不要

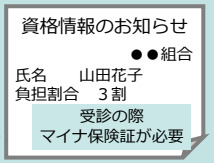

B）過去の受診で必要情報を把握していれば、患者への口頭確認

C）被保険者資格申立書

資格確認書について

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、これまでどおり保険診療を受けることができる**資格確認書**を、現行の健康保険証の有効期限内に無償で申請によらず交付します。

※マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付します。またこれらの方については、資格確認書更新時の申請は不要です。

※病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書を申請の上でご利用ください。また、資格確認書は、現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能です。

※資格確認書の有効期限は、５年以内で保険者が設定することとなっています。

- また、75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方（後期高齢者医療制度の被保険者）については、令和７年７月末までの間における暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に対して資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、資格確認書の申請は不要です。

<イメージ>

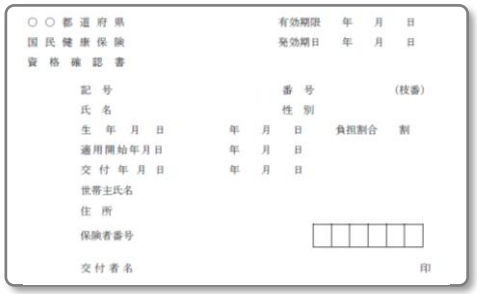

※保険者により様式は異なる

交付対象者

（申請によらず交付される方）

- **マイナンバーカードを取得していない方**
- **マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方**
- **マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者**
- **マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方**
- **後期高齢者医療制度の被保険者で現行の健康保険証が失効する方（令和７年７月末までの暫定措置）**

（申請により交付される方）

- **マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）**
- **マイナンバーカードを紛失・更新中の方**

（更新時の申請が不要な方）

- **申請により資格確認書が交付された要配慮者**

訪問診療等におけるオンライン資格確認

・訪問診療等においては、モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能であり、患者宅等でも保険資格を確認することができます。
・また、２回目以降の訪問においては、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、 医療機関等は再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、初回時の患者の同意に基づき薬剤情報等の取得が可能です。

※2024年10月より、目視確認でも本人確認が可能なアプリケーションの配信が開始しております

よくある質問（1/2）

以下は、特にお問い合わせが多い質問の抜粋です。
より詳しく知りたい方は、以下のURL、もしくは右記のQRコードより厚生労働省のWebサイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html

Q１．　障害がある場合、マイナ保険証の利用の際に家族や施設職員の方等が介助してもよろしいでしょうか。

A.　患者の方の希望によりご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。
ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい（車いすに乗っている、視覚障害を持っている等）等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、施設職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q２．　訪問診療やオンライン診療ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できないのでしょうか。

A.　利用可能です。医療機関・薬局が行う訪問診療等やオンライン診療等におけるマイナ保険証の利用については、令和６年４月から、訪問看護事業者が行う訪問看護については、令和６年６月から運用開始をいたしました。

よくある質問（2/2）

Q3.　マイナンバーカードには大事な情報が入っていますか？持ち歩いていいか心配です。

A.　マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報（保険証情報や医療情報等）は入っていません。また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知られただけでは悪用されません。

マイナンバーカードのセキュリティは厳重に管理されています。従来の健康保険証のように、安心してお持ち歩きください。

紛失・盗難された場合は、いつでも一時利用停止ができますし、写真付のため、第三者が容易になりすますことはできません。
また、暗証番号が一定回数間違うとロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

万が一紛失された際には、マイナンバー総合フリーダイヤルにお電話ください。音声ガイダンスに従って、24時間365日、一時利用停止することが可能です。

なお、マイナ保険証利用時、医療機関や薬局が参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報（氏名、住所等）と、ご本人の同意があった場合に限り、受けている治療内容やお薬の履歴が閲覧可能となります。

マイナンバー　0120-95-0178